

● 投票所に行けない方は、
不在者投票をご利用ください ●

■ 滞在地（避難先）での不在者投票

避難や仕事などで、浪江町の遠方にお住まいの方は、滞在地（避難先）の選挙管理委員会（浪江町以外）で不在者投票ができます。

投票所で投票（当日または期日前）する人は、不在者投票の手続きは必要ありません。

不在者投票のできる期間

6月23日(木)～7月9日(土)

不在者投票の流れ

① 投票用紙などを浪江町へ請求してください

有権者の方には「選挙のお知らせ」を送ります。同封されている「請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵送してください。

【注意事項】

- ◆ 投票用紙の請求は、不在者投票期間前でもできますので、早めのお手続きをお願いします。
- ◆ 電話、メール、FAXでの請求はできません。
- ◆ 「請求書兼宣誓書」は町ホームページからもダウンロードできます。
- ◆ 不在者投票は、期日前投票とは違う投票方法です。

② 浪江町から投票用紙などを受け取ります

浪江町からレターパック（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）が届きます。

【注意事項】

- ◆ 不在者投票用紙請求書の発送は6月上旬予定です。
- ◆ 不在者投票証明書が入った封筒は絶対に開封しないでください。
→ 投票ができなくなります！
- ◆ 自宅で投票用紙に記載しないでください。
→ 投票ができなくなります！

③ 滞在地（避難先）の選挙管理委員会（浪江町以外）で投票してください

浪江町から送られたレターパック一式を持参して、滞在地（避難先）の選挙管理委員会（浪江町以外）で投票してください。

選挙管理委員会は、各市区町村の役場・役所などにあります。場所や投票できる時間については、不在者投票をしたい選挙管理委員会にお問合せください。

【注意事項】

- ◆ 浪江町以外の選挙管理委員会で投票できるのは、原則として平日（土・日・祝日を除く）の8時30分から17時（勤務時間）までです。ご注意ください。ただし、例外的に土・日・祝日や勤務時間外でも投票できる場合がありますので、不在者投票をしたい選挙管理委員会にご確認ください。
- ◆ 不在者投票をした選挙管理委員会から、浪江町へ投票済の投票用紙を郵送するため、日にちに余裕を持った早めの投票をお願いします。
- ◆ 不在者投票の手続きをした後、投票所（浪江町が設置）で投票（当日または期日前）することにした場合、不在者投票の手続きを取り消さないと投票できません。必ず受け取った投票用紙など（レターパック一式）を持参し返還してください。

■ 指定病院などでの不在者投票

各都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどに入院（所）されている人で、投票所へ行くことができない人は、入院先などで不在者投票ができます。詳しくは病院・施設などの管理者にお問合せください。

■ 郵便などによる不在者投票

- 投票に必要なもの
「郵便等投票証明書」

● 対象者

次の①または②に該当する人
◆ 障がいなどがある人全員が対象にはなりません。対象となるか、浪江町選挙管理委員会へお問合せください。

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人のうち、特定の障がいがある人
- ② 介護保険の被保険者証で「要介護5」と認定されている人

● 手続き

- ① 初めて利用される人
浪江町選挙管理委員会で登録手続きをしてください。証明書発行には時間がかかりますので、早めのお問合せ、お手続きをお願いします。
- ② これまでに利用されている人
「郵便等投票証明書」には有効期限があります。有効期限をご確認いただき、早めの更新手続きをお願いします。

7月10日(日) 浪江町長選挙の投票日です

浪江町の代表者を決める大切な選挙です。
きけんしないで投票しましょう。

投票日

令和4年7月10日(日)

立候補者受付

令和4年6月22日(水)
8時30分～17時



選挙のお知らせ

5月下旬～6月初旬に発送予定です。
投票所の場所、投票できる時間、投票できる人などについて記載しています。

入場券および選挙公報

立候補者受付締切後に、発送となります。

引っ越しをされた人へ

避難先変更届を浪江町役場へ提出するほか、転居届を郵便局へ出してください。
これは、引っ越し前の住所に送付された郵便物が、引っ越し後の住所に転送されるサービスです。転送期間は1年間です。すでに転居届を済ませている人は、転送期間を確認のうえ、期間に空白ができないよう、再度お手続きください。
詳しくは、最寄りの郵便局にお問合せください。